

○職員団体の登録に関する規則

平成10年4月1日
但馬公平委員会規則第6号

改正	平成16年12月21日	但馬公平委規則第2号	平成31年2月8日	但馬公平委規則第1号
	平成17年10月13日	但馬公平委規則第3号	令和3年3月3日	但馬公平委規則第1号
	平成18年3月27日	但馬公平委規則第1号		

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第5項及び但馬公平委員会設置に関する規約第1条に掲げる関係団体が規定する職員団体の登録に関する条例（平成17年豊岡市条例第43号。平成16年養父市条例第44号。平成17年朝来市条例第60号。平成17年香美町条例第32号。平成17年新温泉町条例第40号。昭和41年公立豊岡病院組合条例第7号。昭和41年公立八鹿病院組合条例第3号。平成25年南但広域行政事務組合条例第11号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、職員団体の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請等)

第2条 職員団体が条例第2条第1項の規定により登録を申請し、又は条例第4条第1項の規定により登録事項の変更を届ける場合は、職員団体登録申請書登録事項変更届（第1号様式）によらなければならない。

2 職員団体が条例第2条第2項の規定により申請書に添付し、又は条例第4条第3項（平成17年新温泉町条例第40号（以下「新温泉町条例」という。）による場合は、条例第4条第2項）の規定により届出書に添付する書類は、第2号様式により作成した証明書とする。

(登録の通知)

第3条 但馬公平委員会（以下「委員会」という。）が条例第3条の規定により又は条例第4条第4項（新温泉町条例による場合は、条例第4条第3項）において準用する条例第3条の規定により登録をした旨、又はしない旨の通知をする場合は、登録に関する通知書（第3号様式）によるものとする。

2 委員会が登録をした旨、又はしない旨の通知をする場合は、前項の通知書に前条に規定する当該申請書又は届出書の副本及び条例第2条第1項に規定する規約の副本を添付しなければならない。

(解散の届出)

第4条 登録を受けた職員団体が条例第4条第1項の規定により解散を届け出る場合は、職員団体解散届（第4号様式）によらなければならない。

(重要行為の決定の報告)

第5条 登録を受けた職員団体が、法第53条第3項に規定するこれらに準ずる重要な行為を決定した場合は、決定した日から10日以内に重要行為決定報告書（第5号様式）により、委員会に報告しなければならない。

(法人となる旨の申出)

第6条 登録を受けた職員団体が職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号。以下「法人格付与法」という。）第3条の規定により法人となろうとする旨の申出をしようとする場合は、法人となる旨の申出書（第6号様式）によらなければならない。

2 登録を申請する職員団体が登録後直ちに法人となろうとする職員団体であるときは、条例第2条第1項に規定する申請書に法人となる旨の申出書を添付することができる。この場合において当該職員団体が登録されたときは、登録後直ちに法人格付与法第3条の規定による法人となる旨の申出があったものとする。

(受理証明書の交付)

第7条 委員会は、職員団体から法人となる旨の申出があったときは、その申出の受理証明書（第7号様式）を当該職員団体に交付するものとする。

(登録の効力停止の通知)

第8条 委員会が条例第5条の規定により登録の効力を停止する旨の通知をする場合は、登録の効力停止通知書（第8号様式）によるものとする。

2 委員会が登録の効力を停止する旨の通知をするときは、前項の通知書にその事由を記さなければならない。

3 委員会が登録の効力を停止した職員団体についてその指定する期間内にこれを解除する旨の通知をする場合は、登録の効力停止解除通知書（第9号様式）によるものとする。

(口頭審理)

第9条 委員会が法第53条第6項の規定により職員団体の登録の取消しに関する口頭審理を行う場合は、口頭審理通知書（第10号様式）により関係職員団体に通知するものとする。

2 職員団体が口頭審理の公開を請求しようとする場合は、口頭審理公開請求書（第11号様式）によらなければならない。

第10条 委員会は口頭審理に係る事案の審査のため必要があると認めるときは、当該事案に関係のある者を喚問し、その陳述を求め、又は関係書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

2 職員団体は、口頭審理に係る事案に関して書類、記録又は適切な資料を委員会に提出することができる。

第11条 委員会は、口頭審理の秩序維持のため必要があると認めるときは、傍聴者を退席させ、その他必要な指示をし、又は当日の口頭審理を打ち切ることができる。

(登録の取消の通知)

第12条 委員会が条例第5条の規定により、登録を取り消す旨の通知をする場合は、登録取消通知書（第12号様式）によるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の通知をする場合にこれを準用する。

(登録簿)

第13条 職員団体の規約及び申請書の記載事項を登録するため、委員会に登録簿（第13号様式）をおく。

(告示)

第14条 委員会は、職員団体を登録したとき、登録を受けた職員団体から解散の届け出を受理したとき、職員団体の登録を取り消したとき、又は職員団体の登録の効力を停止したときは、これを告示するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、職員団体の登録等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月21日但馬公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員団体の登録に関する規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年10月13日但馬公平委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員団体の登録に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月27日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員団体の登録に関する規則の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成31年2月8日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月3日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

職員団体 登録申請書
登録事項変更届

年 月 日

但馬公平委員会委員長 様

職員団体名

代表者役職氏名

㊟

地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例

第2条第1項 の規定に基づ
第4条第1項

登録を申請します。
登録事項の変更を届け出ます。

- (注) 1 申請を行う場合は規約を添付して正副2通を提出すること。
2 変更届をする場合は余白に変更月日を記入し、該当事項のみについて正副2通を提出すること。

1 理事その他の役員

役名	職名	所属部局名	氏名	住所

(注) 職員でない役員については「職名」欄に職業を、「所属部局名」欄には勤務先を記入すること。

2 事務所の名称及び所在地

主たる事務所の所在地	
その他の事務所名	事務所所在地

3 連合体構成職員団体 （この表は連合体として登録する場合のみ記入すること。）

構成職員団体名	備考

(注) 備考欄に登録番号を記入すること。

第2号様式（第2条関係）

（注） 変更届出の場合は該当事項のみについて作成すること。

1 規約採択証明書

公示日	年 月 日		組合員 総 数		投票者 総 数	
投票日	年 月 日		投 票 場 所			
連合体で代議制の場合		有権者 の範囲		有権者 総 数		投票者 総 数
開 票 結 果	賛成 票	反対 票	無効 票	規約別添のとおり		
<p>本団体の規約は、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職員団体名 証明者役職 氏 名 ㊟</p>						

（注） 証明者は大会議長又は投票管理委員長とすること。以下2及び3について同じ。

2 役員選出証明書

公示日	年 月 日		組合員 総 数		投票者 総 数	
投票日	年 月 日		投 票 場 所			
連合体で代議制の場合		有権者 の範囲		有権者 総 数		投票者 総 数
<p>本団体の役員は、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職員団体名 証明者役職 氏 名 ㊟</p>						
開 票 結 果	役 名	氏 名	得票数	役 名	氏 名	得票数

3 代議員選出証明書（この証明書は連合体である団体が規約採択、役員選挙等の重要な行為を代議制で行った場合のみ記入すること。）

<p>規約採択（役員選挙等）に参加した代議員は、構成団体ごとに構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>職員団体名 証明者役職 氏 名 ㊟</p>		
構成団体の名称	投票年月日	投票場所

4 上部団体加入脱退決定証明書

公示日	年 月 日	組合員 総数		投票者 総数	
投票日	年 月 日	投票 場所			
連合体で代議制の場合	有権者 の範囲		有権者 総数	投票者 総数	
開票 結果	賛成 票	反対 票	無効 票	規約別添のとおり	
<p>団体への加入（脱退）は、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>職員団体名 証明者役職 氏 名 ㊟</p>					

5 組織に関する証明書

<p>本団体は、本団体の基本的な組織方針に基づき、地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織するものであること。すなわち〇〇市の職員のみで組織されており、かつ消防職員又は地方公営企業に従事する職員を構成員としていないことを証明し、今後ともこれらの者を構成員とするような方針を執らないことを確認します。</p> <p>年 月 日</p> <p>職員団体名 代表者役職氏名 ㊟</p>
--

第3号様式（第3条関係）

但馬公平第

号

登録に関する通知書

職員団体名

主たる事務所所在地

代表者役職氏名

上記団体の

年

月

日付職員団体

登録申請書

登録事項変更届

は、地方公務員

法第53条の規定に

適合することを認め、本日これを登録したから

適合しないので登録できないから

職員団体の登録に関する

条例第3条の規定により通知します。

年

月

日

但馬公平委員会委員長

㊟

第4号様式（第4条関係）

職員団体解散届

年

月

日

但馬公平委員会委員長

様

職員団体名

代表者役職氏名

㊟

地方公務員法第53条第8項及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、職員団体を解散したので届け出ます。

(注) 1 提出者は規約その他に定めのある場合を除き、代表者であった者とする。

2 添付書類は第2号様式とすること。

第5号様式 (第5条関係)

重要行為決定報告書

公示日	年 月 日		組合員 総数		投票者 総数	
投票日	年 月 日		投票 場所			
連合体で代議制の場合		有権者 の範囲		有権者 総数		投票者 総数
開票 結果	賛成 票	反対 票	無効 票	規約別添のとおり		
<p>〇〇団体への加入(脱退)は、構成員(代議員)の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職員団体名 報告者役職氏名 ㊟</p>						

第6号様式 (第6条関係)

法人となる旨の申出書

年 月 日

但馬公平委員会委員長 様

職員団体名
代表者役職氏名 ㊟

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条の規定に基づき、職員団体を法人としたいので申し出ます。

第7号様式 (第7条関係)

受 理 証 明 書

職員団体名
主たる事務所所在地
代表者役職氏名

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条の規定に基づき、上記の団体を法人とすることについての申出は本日これを受理した。

年 月 日

但馬公平委員会委員長 ⑩

第8号様式 (第8条関係)

但馬公平第 号

登 録 の 効 力 停 止 通 知 書

職員団体名
主たる事務所所在地
代表者役職氏名

上記の団体は地方公務員法第53条第6項の規定により次のとおりその効力を停止するから、職員団体の登録に関する条例第5条の規定により通知します。

年 月 日

但馬公平委員会委員長 ⑩

期間 から まで 日間
(事由)

第9号様式（第8条関係）

但馬公平第 号

登録の効力停止解除通知書

職員団体名

主たる事務所所在地

代表者役職氏名

上記の団体の 年 月 日付但馬公平第 号による登録の効力停止分は、本日これを解除したから通知します。

年 月 日

但馬公平委員会委員長

㊟

第10号様式（第9条関係）

但馬公平第 号

口頭審理通知書

職員団体名

主たる事務所所在地

代表者役職氏名

地方公務員法第53条第6項の規定により上記団体の登録に関し、次のとおり口頭審理を行うから通知します。

年 月 日

但馬公平委員会委員長

㊟

- 1 日時
- 2 場所
- 3 事由

第11号様式（第9条関係）

口 頭 審 理 公 開 請 求 書

年 月 日

但馬公平委員会委員長 様

職員団体名

代表者役職氏名 ⑩

地方公務員法第53条第6項の規定に基づき、 年 月 日付但馬公平第 号に
より通知のあった口頭審理は、公開されるよう請求します。

第12号様式（第12条関係）

但馬公平第 号

登 録 取 消 通 知 書

職員団体名

主たる事務所所在地

代表者役職氏名

上記の団体は、地方公務員法第53条第6項の規定により次の事由によってその登録を取り消すか
ら、職員団体の登録に関する条例第5条の規定により通知します。

年 月 日

但馬公平委員会委員長 ⑩

(事由)

第13号様式 (第13条関係)

登 録 簿

登録番号				登録年月日	年	月	日
職員団体の名称				単位団体 の別 連 合 体			
				法人非法人別			
主たる事務所所在地							
その他の事務所所在地							
連合体構成職員団体名							
規約の変更				摘要			
理 事 そ の 他 の 役 員							
役 名	職 名	所属部局名	氏 名	住 所			

(規約は別添とする。)